

記載例

別表第四十の二号（第 141 条関係）

届出日を記載してください

小規模施設特定有線一般放送業務開始届出書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇県知事 殿

郵便番号 〒〇〇〇-〇〇〇〇
 住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇-〇〇
（ふりがな） まるまるてれびきょうどうじゅんしんせつくみあい
 氏名 〇〇テレビ共同受信施設組合
 組合長 〇〇 〇〇
 電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

代理人

郵便番号 〇〇〇-〇〇〇〇
 住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇
（ふりがな） かぶしきがいしゃまるまるまるまる
 氏名 (株) 〇〇〇〇〇
まるまる まるまる
 代表取締役 〇〇 〇〇
 電話番号 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

代理人で届出を行う場合、代理人欄を追加して記載ください。（要：委任状）

整理番号 〇〇〇〇〇〇〇〇

小規模施設特定有線一般放送の業務を次のとおり行うので、放送法第 133 条第 1 項の規定により届け出ます。

届出者	代表権を有する役員の氏名		マンション・集合住宅等の同一構内 共聴の場合は、通常、自己の設備と 記載してください	
	組合長 〇〇 〇〇			
一般放送の種類		テレビジョン放送		
使用施設	自己の設備又は他人の設備の別	自己の設備		
	設備の規模	100		
	ヘッドエンドの設置場所	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇-〇		
	受信空中線の設置場所	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇-〇		設備を設置している場合、設置場所を記載してください
線路及び付近の道路、鉄道、軌道等の位置		地図に記載のとおり。		
業務	使用する周波数	用途	再放送の同意	同意を得た放送事業者名
	中心周波数〇〇MHz z	NHK（何）テレビジョン放送局（総合）の放送の同時再放送	有	日本放送協会〇〇局
	中心周波数〇〇MHz 再放送する周波数ごとに記載して下さい。	（何）社（何）テレビジョン音声多	有	〇〇テレビ(株)

		重放送局の放送の 同時再放送		
	有
業務区域	地図に記載のとおり。			
放送 番組 に 関 する 事 項	放送時間			
	1日当たり	時間		
	主たる放送事項			
	ラジオ放送を行っている場合のみ記載してください			
業務開始の予定期 日	令和〇〇年〇〇月 〇〇日	業務開始時の受信 契約者の見込数	90	
有料放送の実施	<input checked="" type="checkbox"/> 有料放送を含まない			

□にレ印を記載してください。
有料放送を行う場合は別の様式
(別表第40の1)になります。

別紙様式第一

有線電気通信設備設置届

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(届出年月日を記入)

総務大臣 殿

届出者 郵便番号 〇〇〇-〇〇〇〇
住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇
(法人にあつては、本店又は主たる事務所の所在地)
(ふりがな)
氏 名 〇〇テレビ共同受信施設組合
組合長 〇〇 〇〇
(法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
(共同設置の設備にあつては、以下に共同設置者の
住所及び氏名を連記すること。)

有線電気通信設備を設置するので、有線電気通信法第3条第1項及び第2項の規定に基づき、
別添の書類を添えて届け出ます。

- 注1 法人の場合は、その商号又は名称及び代表者の氏名を記載すること。
2 法第3条第2項各号に掲げる有線電気通信設備（共同設置、相互接続、他人使用）に該当しない有線電気通信
設備及び第2条に掲げる有線電気通信設備（通常設備）にあつては、「及び第2項」の文字を抹消すること。

事項書

1 有線電気通信の方式

テレビジョン（音声複合）

注 「音声周波電話(自動交換)」、「電信」、「テレビジョン(音声複合)」等のように記入すること。

2 通信事項

中心周波数 557MHz (27ch) NHK (東京) デジタルテレビジョン放送 (総合) の放送の同時再送信
 中心周波数 551MHz (26ch) NHK (東京) デジタルテレビジョン放送 (教育) の放送の同時再送信

注 「自家通信」、「電気供給に伴う電気設備の保安及び電力需給調整打合せ」等のように記入すること。

3 設備の設置の場所

(1) 機械（中継増幅器及び光電変換器を除く）

受信空中線 ○○県○○市○○町○○－○ ○○マンション屋上
 ヘッドエンド ○○県○○市○○町○○－○ ○○マンション屋上

注 機械の種類ごとに「(何)県(何)市(何)町(何)丁目(何)番(何)号(何)内」等のように記入すること。

(2) 線路及び付近の道路、鉄道、軌道等の位置

別紙線路図に記載のとおり

注 地図又はこれに類するものに記入すること。

(3) 設備と付近の他の施設との関係

ア 電線等との離隔関係（有線電気通信設備令第5、9、10、11条）

設備		付近の他の施設					備考
		架空電線の支持物	単独柱の架空電線	共架柱の架空電線	屋内電線	地中電線	
電線			0.3以上 m	0.3以上 m	0.1以上 m		
強電流電線	低圧	0.3以上 m	0.3以上 m	0.3以上 m	m	m	
	高圧	0.6以上 m	1.2以上 m	1.2以上 m			強力電流ケーブル
	特別高圧	()	()	()			
建造物			0.3以上 m	0.3以上 m			

注1 強電流電線の「備考」欄には、その種別（強電流ケーブル等）及び保護網（線）設置の有無を記入すること。また、他の設備の電線が裸電線のときは、その旨「備考」欄に記入すること。

2 電車線に接近又は交差する場合は、「強電流電線」欄の（ ）内に記入すること。また、「備考」欄には注1の要領で記入すること。

イ 道路等との関係 (有線電気通信設備令第7の2、8条)

設備 付近の 他の施設	架空電線	備考
	道路、鉄道又は軌道、横断歩道橋上の最低の高さ	
道路	5以上 m	
鉄道又は軌道	6以上 m	
横断歩道橋	3以上 m	
その他		

注 「備考」欄には、「歩道と車道との区別がある道路」等のように記入すること。

4 設備の概要

(1) 機械

ア 交換機

種類	回線容量	台数	備考
	()		

注1 「種類」欄には、「クロスバ交換機」、「電子交換機」等と記入すること

2 ()内は、実装を記入すること。

イ 増幅器 (中継増幅器を含む) 又は光電変換器

種類	定格出力レベル	台数	備考
幹線増幅器 TA-01	-6 dBm	1	〇〇〇 (株)
分岐増幅器 BA-201	0 dBm	2	(株) × × ×
延長増幅器 EA-101	-4 dBm	3	△△△ (株)

端末機器 (分岐器・分配器及びタップオフ)

種類	台数	備考
分岐器 (4分岐) DC-410	1台	引込端子数 : 54
〃 (2分岐) DC-210	4台	受信設備群数 : 1
分配器 (2分配) D-210	2台	受信設備数 : 4
	(引込端子の数)	施設の規模 : 57
タップオフ (4分岐) T0-410	× 8台 = 32	
	× 4台 = 8	加入者数 : 52
〃 (2分岐) T0-210	× 2台 = 8	
	× 3台 = 6	
〃 (4分配) T-410	計 54	
〃 (2分配) T-210		

この数値が施設規模の根拠数値となります。
※受信設備群が無い場合

注1 増幅器の場合の「種類」欄には、「アナログ」又は「デジタル」と記入すること。

2 光電変換器の場合の「種類」欄には、「LD (1.5 μm)」、「LED (0.85 μm)」等と記入すること。

3 有線放送設備にあつては、分岐器、分配器及びタップオフ等を明記すること。(ただし、定格出力レベルの項目の記載を要しない。)

ウ 保安装置

種 類	台 数	備 考
NH-77 〇〇電気 (株)	40 台	

注 「種類」欄には、製品名と製造者名を記入すること。

(2) 線 路

ア 線 条

架空、地下、水底の別	線 種	対 数	こう長	延 長	備 考
架 空	7C-HFL		0.5 km	km	
架 空	5C-FL		1.2 km		
計			1.7 km		

注1 「線種」欄には、「絶縁電線」、「ケーブル(光ファイバ)」等を記入すること。

2 「延長」とは、「こう長」に条数を乗じたものとする。

イ 電 柱

種 類	数 量	共架電柱の相手方別数量			備 考
		電気通信事業者	電気事業者	その他	
木 柱	本	本	本	本	
コンクリート柱		17 本	5 本		
鉄 柱					
その他					(自営柱等)
計		17 本	5 本		

注1 「種類」欄には、「木柱」、「コンクリート柱」、「鉄柱」等を記入すること。

2 「数量」欄には、共架電柱以外の電柱の本数を記入すること。

3 共架電柱を除く木柱については、長さ6メートル以下であるもの及び長さが6メートルを超えるものであって元口から6メートルの位置における横断面の最も長い部分が長さ10センチメートル以下であるものの本数を「備考」欄に再掲すること。

(3) 線路の電圧

AC 30V

注 実効値によらない場合は、その旨を付記すること。

(4) 通信回線の電力

通信回路の種別	周波数の別	電 力	備 考
テレビジョン放送	高周波		

注1 「通信回線の種別」欄には、「音声周波を使用する有線ラジオ放送設備の通信回線」、「強電流電線に重畳される通信回線」等のように記入すること。

2 「周波数の別」欄には、「低周波」、「音声周波」又は「高周波」と記入すること。

3 電力の単位は、有線電気通信設備令施行規則(昭和46年郵政省令第2号)第3条第1号(有線ラジオ放送設備)又は第2号(強電流電線重畳)に掲げる通信回線にあっては「ワット」とし、その他の通信回線にあっては「デシベル」とすること。

4 通信回線が有線電気通信設備令施行規則第2条第1項第4号(妨害が-54デシベル以下)及び第5号(被妨害回線

設置者が承諾)に掲げる場合(一定の平衡度を要しない場合)に該当するものであるときは、その旨を「備考」欄に記入すること。

5 工事開始及び設置の予定期日

(1) 工事開始の予定年月日

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(2) 設置の予定年月日

令和〇〇年〇〇月〇〇日

注 工事を要しないときは、設置の日を記入すること。

6 その他(参考事項)

添付資料

- ・線路図 → 「3 設備の設置の場所」関連(整備エリアの地図)



・ブロックダイアグラム

以下の様なシンボル記号を用いたシステム構成図

